



## 【2次募集】令和2年度 鳥取県文化芸術活動支援補助金 交付対象事業の募集



鳥取県では、県内を中心に活動している芸術家及び文化芸術団体等が行う  
創造的な作品展示・舞台公演・顕彰活動・出版活動を支援しています。

1 募集する取組 県内に活動の本拠を置く芸術家及び文化芸術団体等が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演、顕彰活動及び出版活動

### 2 募集期間、及び補助対象期間

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和2年 3月18日(水)から 4月15日(水)まで	令和2年 4月 1日(水)から 令和3年 3月31日(水)まで
2次募集	令和2年 8月 3日(月)から 8月31日(月)まで	令和2年10月 1日(木)から 令和3年 3月31日(水)まで

3 申請方法 交付申請書、実施計画書、収支予算書（指定様式）及び申請者活動状況調べを作成し、審査の参考となる資料を添付の上申請してください。  
なお、様式は鳥取県ホームページ「とりネット」からダウンロードできます。  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)

4 審査 (1) 優れた文化芸術活動支援事業、文化芸術活動ステップアップ支援事業、文化芸術探訪事業  
選定委員会があらかじめ設定した審査基準に基づき審査を行い、その結果をもとに補助対象団体を決定します。結果については、申請者全員に9月下旬頃までにお知らせします。

#### (2) その他の事業

補助要件を審査の上、補助対象団体を決定します。結果については、申請者全員に9月中旬頃までにお知らせします。

#### 【申請・お問い合わせ先】

鳥取県地域づくり推進部文化政策課（〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地）  
電話：0857-26-7133 ファクシミリ：0857-26-8108  
電子メール：bunsei@pref.tottori.lg.jp



## 募集対象事業の詳細

事業区分	補助率及び上限額	内 容
① 優れた文化芸術活動支援事業 【審査会】	補助率: 1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単都市町村に限定される場合は1/4以内)  上限額: 30万円(本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	・県内外で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外)
② 文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会】	補助率: 1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単都市町村に限定される場合は1/4以内)  上限額: 10万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (同内容の事業の開始から5回目までの活動が対象)
③ 文化芸術探訪事業 【審査会】	(顕彰立ち上げ支援事業) 補助率: 1/2以内  上限額: 30万円(複数人の顕彰を行う場合: 50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰をおこなうべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウム・展示会等の開催、パンフレット等の作成、資料整理等(活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	(全国発信事業) 補助率: 1/2以内  上限額: 50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウム・展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④ 次世代活動者育成支援事業	補助率: 1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単都市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額: 10万円(ただし、大規模事業及び全国発信事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (大規模事業…収容人数が概ね1,000人以上の会場を開催場所とし、出演者中18歳以下の青少年の実人数が30人以上)
⑤ 周年支援事業	補助率: 1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単都市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額: 10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業(第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業)
⑥ 刊行物発刊支援事業	補助率: 定額 上限額: 30万円	県内で行われる日本語による出版活動
⑦ 映像作品活用支援事業	補助率: 1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単都市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額: 10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

※申請団体が多数の場合は、申請内容を審査の上、予算の範囲内において減額して交付する場合があります。